

岩手県 HTLV-1 感染対策協議会の改編に係る要綱の新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">岩手県 HTLV-1 感染対策協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 成人 T 細胞白血病(ATL)やHTLV-1関連脊髄症(HAM)といった重篤な疾病を発症する原因となるヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1)の感染を防ぐ体制、並びに、キャリア等への相談体制等の整備を図り、地域におけるHTLV-1感染対策を推進するため、岩手県 HTLV-1感染対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 感染予防対策の実施に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の HTLV-1 抗体検査及び保健指導等 ・保健所における HTLV-1 抗体検査及び相談指導 <p>(2) 相談支援（カウンセリング）に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HTLV-1 キャリアや ATL・HAM 患者に対する相談体制の構築 <p>(3) 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療に係る医療連携体制の整備・確立等 <p>(4) 普及啓発・情報提供に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発・情報提供 ・医療関係者等への普及啓発・研修・情報提供 <p>(5) その他 HTLV-1 感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 協議会は、委員 <u>12 人</u>以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命または委嘱する。</p> <p>(1) 県内の産婦人科・小児科等の医師</p> <p>(2) 県内の ATL、HAM の治療等に携わる医師</p> <p>(3) 県内の市町村の職員</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部医療政策室及び児童家庭課において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">岩手県 HTLV-1 感染対策協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 成人 T 細胞白血病(ATL)やHTLV-1関連脊髄症(HAM)といった重篤な疾病を発症する原因となるヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (HTLV-1)の感染を防ぐ体制、並びに、キャリア等への相談体制等の整備を図り、地域におけるHTLV-1感染対策を推進するため、岩手県 HTLV-1感染対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 感染予防対策の実施に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の HTLV-1 抗体検査及び保健指導等 ・保健所における HTLV-1 抗体検査及び相談指導 <p>(2) 相談支援（カウンセリング）に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HTLV-1 キャリアや ATL・HAM 患者に対する相談体制の構築 <p>(3) 医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療に係る医療連携体制の整備・確立等 <p>(4) 普及啓発・情報提供に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発・情報提供 ・医療関係者等への普及啓発・研修・情報提供 <p>(5) その他 HTLV-1 感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 協議会は、委員 <u>13 人</u>以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命または委嘱する。</p> <p>(1) 県内の産婦人科・小児科等の医師</p> <p>(2) 県内の ATL、HAM の治療等に携わる医師</p> <p>(3) 県内の市町村の職員</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部医療政策室及び児童家庭課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>